

未成年者選挙運動禁止規定違憲確認等請求事件

原告 竹島一心ほか3名

被告 国

証拠説明書 (2)

2025年10月16日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 多田晋

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲17	「行政訴訟としての『確認訴訟』の可能性」(民商法雑誌130巻6号963-1017頁)963,976～997頁 写し	2004.9 (発行)	中川丈久 (著者)	行政訴訟における確認の利益の判断要素として、㊦行政機関が原告の法的地位を否認する見解を暫定的ではなく最終的なものとして示し、又はそれと同視すべき事情により、原告の法的地位に不安が生じているか、㊧原告・被告間の紛争に係る裁判審理における争点が明確になっているか、㊨その紛争について、今裁判審理をするよりも行政過程を進ませることでむしろ紛争解決の可能性が残されているという事情がないか、㊩このタイミングでの裁判が認められないと、原告が実効的な裁判的救済を受けられなくなるかという4点があげられること。	

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 1 8	量刑実務体系 第4巻 刑の 選択・量刑手 続 138～141頁	写し	2011.12.15 (発行)	大阪刑事 実務研究 会 (編者)	公民権停止は、刑法所定の「刑」 に準じる「刑罰」として位置づけ られていること。
甲 1 9	憲法訴訟の理 論 180～183頁	写し	1973.8.25 (発行)	芦部信喜 (著者)	立法事実とは、立法目的の合理性 ないしそれと密接に関連する立法 の必要性を裏付ける事実だけでなく、 立法目的を達成するための手段が 合理的（とくに精神的自由が問題に なる場合は必要最小限の意を強く 含む）であることを基礎づける事 実をいい、裁判時において認めら れなければならないこと。
甲 2 0	最新改正公職 選挙法解説 12,13頁	写し	1952.8.15 (発行)	大島 笙、 石井春水 (著者)	著者の大島氏は公職選挙法制定当 初から選挙法関係の立案に従事し、 また石井氏は多年法務省刑事局で 選挙法関係の検察事務を担当し、 両者とも、昭和27年の改正に当 たっては、改正案の立案審議に携 わった者であること。
甲 2 1	昭和25年4月8 日第7回参議 院本会議第40 号（抜粋）	写し	1950.4.8		羽仁委員が、①行為者を教育者に 限定するのは不公平である、②対 象者を成人も含まれ得る「学生」 ではなく未成年者に限定すべきで あるという立場から、「何人も、 教育上特殊な関係にある地位を利 用して、学校の児童、生徒及び学 生で年齢二十年未満の者に対して 選挙運動をし又はさせることがで きない」という修正案を發議した が、否決されたこと。
甲 2 2	現代国家と人 権 241～256頁	写し	2008.8.5	佐藤幸治 (著者)	本件禁止規定の立法経過は、まず 未成年者を『選挙運動』に使用す ることの禁止が考えだされ、その 禁止を実行あらしめ、実際の取締 上の便宜も考慮されて、未成年者 自身の『選挙運動』を禁止し、理 論上多少問題があることが自覚さ れながらも、その禁止違反行為に 対して罰金、禁錮に処するという 道が選択されたものであること。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲23	改正選挙運動 必携 衆議院 議員選挙篇 82～85頁 写し	1952.8.15 (発行)	川口 頼 好、大島 笙、大井 民雄 (著者)	本件禁止規定は、まず未成年者を『選挙運動』に使用することの禁止が考えだされ、その禁止を実行あらしめ、実際の取締上の便宜も考慮されて、未成年者自身の『選挙運動』を禁止し、理論上多少問題があることが自覚されながらも、その禁止違反行為に対して罰金、禁錮に処するという道が選択されたものであること。 著者である衆議院法制局参事は、本件禁止規定及びその違反を理由とする本件罰則規定について、未成年者の処罰については、少年をかような行政犯で処罰することを避けるという刑事法の原則を破るとともに家庭裁判所の保護処分に親しまないという批判があり、又少年法(20条)との関係から罰金刑では処罰できない点からも、適用につき困難が予想されると評していたこと。	
甲24	犯罪実務体系 第3巻 風俗 営業・売春防 止 185～193頁 写し	1994.7.25 (発行)	佐藤文哉 (編者)	売春防止法5条の目的は、社会の風紀を害し、一般市民に迷惑を及ぼすものを規制することにあり、行為者の保護ではないこと。	
甲25	改正公職選挙 法詳解 序文、64.65頁 写し	1952.9.1 (発行)	吉岡 恵 一、石丸 三郎、石 渡猪太郎 (著者)	著者である全国選挙管理委員会の事務局長らは、本件禁止規定及びその違反を理由とする本件罰則規定について、他の法令にも例を見ないものであって、少年法第20条及び第54条の規定の趣旨に照して些か疑義なきを得ないのであると評していたこと。	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲26	(改訂新版) 公職選挙法逐条解説 写し	1963.9.30 (発行)	山本悟、 鈴木博 (著者)	著者である自治省選挙課長らは、本件罰則規定につき、他の法令にも例をみないものである。少年法においては、未成年者を対象として罰金刑を課することはできないのみならず、未成年者を刑事処分に付することは少年法の精神より考えれば例外的な措置であるし、また、いわゆる行政犯としか考えられない本状の違反は、家庭裁判所の保護処分にも親しまないものであるから、処罰規定を置くことはいささか疑問であると評していたこと。	
甲27	第92回帝国議会衆議院における衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案委員会第7号 昭和22年3月25日会議録 写し	1947.3.25		佐竹委員が、「特殊の関係」の有無に関わらず、何人も学校の児童を選挙運動に使用することを禁止する旨を加える規定に修正してはどうかという意見を述べたのに対し、政府委員は、そのような規定は行き過ぎであると回答していること。国民学校の生徒に対する特殊の関係を利用した選挙運動については弊害がみられたが、未成年者を使用した選挙運動一般に弊害はみられなかったこと。	
甲28	注解公職選挙法 179,180頁 写し	1950.4.20 (発行)	川口頼好、大島笙、大井民雄 (著者)	公選法137条は、昭和22年改正衆議院議員選挙法96条及び参議院議員選挙法76条の規定の解釈上の疑義を払拭したものであること。	
甲29	逐条解説公職選挙法改訂版(中)1101～1107頁 写し	2021.7.30 (発行)	黒瀬敏文ほか (著者)	現行公選法137条の目的に未成年者保護は含まれていないこと。	

以上